

令和5年度第7回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和5年7月25日（火）13:15～13:44
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 長田教育長
正司委員 今井委員 山下委員 吉井委員 本田委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 5名（一般5名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案4件、協議事項4件、報告事項1件です。

まず、非公開事項についてお諮りをいたします。このうち教第21号議案につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。教第20号議案につきましては、同項第3号の規定により、長の作成する議会の議案に関する事。協議事項21、協議事項22、協議事項23、報告事項1につきましては、同項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものにそれぞれ該当すると思っておりますので、非公開としてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

それでは、以上申し上げました議案、協議事項、報告事項につきましては、非公開といたします。

教第18号議案 令和6年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部の教科書採択について

（長田教育長）

まず、教第18号議案から参ります。令和6年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部の教科書採択についてです。

それでは、説明をお願いします。

（上野特別支援教育課長）

まず、右下通し番号の9ページ、別冊1の1. 選定の方針を御覧ください。学校教育法第34条第1項及び学校教育法附則第9条により、小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科書は、(1)①の検定教科書、②、③の文部科学省著作教科書、(2)の学校教育法附則第9条の規定による一般図書の3種類があり、これらの中から児童生徒の実態に合わせて選定することとなっております。

①検定教科書、そして、文部科学省著作教科書は、②特別支援学校小・中学部知的障害者用と、③視覚障害者用、点字版の2種類があります。6月14日より2週間、市内11か所で実施されました教科書展示会では、例年、特別支援学校で使用している教科書を広く市民に知っていただくために、特別支援学校小・中学部知的障害者用である、②文部科学省著作教科書、お手元にごさいます星印がついておりますのが、その図書にあたります。この計19冊につきまして、展示をさせていただきました。

今回の展示では、市民からの御意見が1件ありました。右下通し番号の7ページになります。この御意見の中の後段につきましては、御感想であると思いますが、前段の点字本、それと、一般図書につきましては、次年度より、このような点字本の見本等、約400冊あります一般図書につきましては、総合教育センターの2階に展示してあるということ、各教科書の展示会場に明示していきたいと思っております。

続きまして、(2)の一般図書について、説明させていただきます。文部科学省では、これまで一般図書一覧にして取りまとめ、毎年、送付されておりました。しかし、一般図書の採択は、児童生徒の実情に合わせて採択されるべき観点等から、令和4年使用より、文部科学省は作成及び送付は行わないという通知がありました。そこで、神戸市では令和3年度までに教育委員会会議で採択していただきました一般図書を一覧にして取りまとめ、神戸市一般図書一覧を作成いたしました。これに令和4年度、令和5年度、採択した図書から廃盤等により供給不能となりました6冊を除きました355点につきましては、継続して使用いたします。今年度においても、文部科学省が発行する全国の特別支援学校で使用予定として挙げられた図書、約3,000冊をまとめた、一般図書契約予定一覧の中から、神戸市一般図書一覧に加えたい図書の希望調査を、小・中学校、特別支援学級及び特別支援学校小・中学部に実施いたしました。そこで挙げられた希望図書の中から、多くの希望があった図書、または、教科等のバランスを考え、今年度につきましては、13冊の図書を、新たに神戸市一般図書一覧に加えたいものとしてまとめて、別冊の目録4、通し番号55ページにまとめさせていただいております。4月17日の教育委員会会議で採択されました神戸市立小・中学校、特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科書採択の流れにのっとり、13冊の調査研究を行いました。この13冊の調査報告をさせていただき、採択の御審議をいただきたいと思っております。

調査研究報告について御説明いたします。調査研究の観点は、通し番号11ページを御覧ください。①内容の観点1から3、②形式の合計4点の観点につきまして、調査研究を行いました。この13冊の中から、特徴的な図書2冊につきまして、事務局の担当より報告さ

せていただきます。

(武藤指導主事)

調査委員会では、担当者から様々な御意見をいただきました。本日は、令和6年度新規掲載図書13冊の中から2冊を、報告書を基に御説明させていただきます。通し番号24、25ページをお開きください。

1冊目は、「中1理科を一つ一つわかりやすく」です。こちらは中学校特別支援学級、特別支援学校中学部で使用することを想定した一般図書となります。当初は、生物、化学、物理、地学の4つの章に分かれております中学理科を基礎レベルからわかりやすく解説しており、効率よく学ぶことができるよう、左のページに単元の解説、右のページが練習問題と見開きで学習することができます。オールカラー化で使いやすく写真も見やすく、学習管理シールがついており、計画的に進めることができます。メディアユニバーサルデザインを認証取得しており、誰もが見やすい文字と色使いになっております。

最後の別冊の解答用紙では、問題のレイアウトがそのまま使われており、答え合わせもしやすくなっております。こちらの図書に関しては以上になります。

続きまして、通し番号27ページをお開きください。「子供のルールブック よくできました」です。この図書は、小・中学校の特別支援学級道徳、特別支援学校小・中学部の道徳で使用することを想定した一般図書になります。46の習慣を子供のルールとしてまとめており、合い言葉は「よくできました」となっています。いつでもルールが確認できるように、ポスターもついております。初めに、「ありがとう」を口癖にすることから始まり、「嫌な言葉を使わない」や「幸せなことを見つけよう」など、自立活動の観点からの学習を進めることができます。また、日常生活や学校生活でよく口にする言葉や、身近に起こり得る場面が設定されているため、イメージが持ちやすいです。例えば、「ごめんなさいを素直に言おう」では周り人と仲よくするための大切な言葉、時間がたつと言いつらくなるから、すぐに言うのが大事だよ、ということが、わかりやすい言葉で説明されております。コミュニケーションを課題とする児童生徒にも結びつきやすいと考えられます。

私からは以上になります。

(上野特別支援教育課長)

6月23日に行われました評価委員会では、先ほど説明させていただきました13冊について評価をいただきました。その中で、全体的に内容が難しい印象との御意見がありました。これは特別支援学級、軽度の知的障害の児童生徒が増えていますので、学校現場のアンケートからも、教科学習を意識した図書を増やしてほしい等の意見が多くあがっていたことによるものと考えております。また、触って学べる算数図鑑というものがございまして、内容が1日、割と短い期間で習得するのではないかという御意見がありましたが、この図書につきましては、文字や言葉だけでなく、物事になかなかイメージが持ちづらい児童生

徒につきまして、例えば視覚障害のある児童生徒が繰り返し触れることによりまして、学習が定着していくというふうに考えております。特別支援学校の新学習指導要領では、教科指導の重要性が示されており、小・中学部の段階でも、教科的な力をつける図書が増えております。

以上で令和6年度使用神戸市立小・中学校、義務教育学校、特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科書の採択につきまして、説明を終了させていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

(長田教育長)

それでは、御意見、御質問ございませんでしょうか。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

特別支援用ということで、生徒さんたちのバリエーションがある中で、教科書の中身というか、レベル感についての話、理解できたので、その方向かなというのは理解できます。が、その分、生徒間のバリエーションがどんどん広がっていくので、この教科書だけでは、なかなかフォローするのも大変かなと思うんです。多分、教科書自体もそのあたりいろいろ工夫をされているんだとは思いますが、もし何か御紹介できるようなことがあれば、少し教えていただきたいなと思います。

(上野特別支援教育課長)

今は確かに、このような教科指導的なものが多いんですけども、特別支援学校、神戸市立のほうはiPadを児童生徒1台持っておりまして、その中で個に応じたアプリを入れさせていただいて、この教科書に関して学習していくというのを、今、力を入れてやっているところがございます。

(長田教育長)

ほか、いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、特にないようでしたら、教第18号議案、承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第19号議案 令和6年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科書採択について

(長田教育長)

続きまして、教第19号議案、令和6年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科書採択についてです。

(上野特別支援教育課長)

神戸市立特別支援学校高等部の教科書の採択の流れは、神戸市立高等学校と同様に、教科書選定委員会を各校で設置し、選定作業を経て、教科書が申請されております。この申請内容について、具体的に盲学校の申請書を基に御説明をさせていただきます。別冊の教科書に関する申請書、6ページを御覧ください。

まず、検定教科書です。5段目に精選現代の国語にありますように、検定教科書は、申請書の教科書番号の前に教科名と教科書番号を表記しております。

次に、一般図書です。こちらは教科書番号欄に教科名のない図書が、それに当たります。

5ページを御覧ください。一番上の段落に、ルールとマナーを学ぶ子ども図鑑というのがございますが、この541というふうに、教科名がない図書が一般図書となっております。

では、たくさん図書をあげておるんですけども、その中で1点特徴的な教科書につきまして、御説明をさせていただきます。

(武藤指導主事)

通し番号4ページ、下から4行目を御覧ください。「ひとりだちするためのトラブル対策」という本を採用しております。特別支援学校では、卒業後に就労や就職に向けた福祉サービスの利用をする生徒がおります。こちらの図書は、就職を目指す職業コースの生徒が、主に家庭科の時間に使用することを想定し、採用しております。金銭管理や個人情報の取扱いなど、社会生活を送る上で注意すべきトラブルをイラストで分かりやすく説明しています。事例を挙げ、自分の意見や友達の見を書き込めるつくりになっております。自分のこととして考えながら学習に取り組むことができるようになっております。漢字についても、全てふりがながふられており、知的障害の生徒に対しての配慮がなされている図書となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(上野特別支援教育課長)

以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見、御質問ございませんか。
どうぞ、本田委員。

(本田委員)

先ほど小学校では、もう少し勉強ができるような、ちょっと難しいものを取り入れてきたということをお聞きしたんですけど、この高等学校に関しては、何かそういう変化というか、あるのでしょうか。

(上野特別支援教育課長)

高等部につきましては、本当に特別支援学校の高等部に入ってくる生徒たちが多様化しております。重度な知的障害のある生徒から、本当に軽度な発達障害等もある自閉の生徒たちが増えておりますので、学校としましては、多様な生徒に対応できるように、できるだけバリエーションのレベルが広い範囲の図書を、まずは設定しておく。来年の新1年生、どのような生徒が入ってきたとしても、今回申請させていただいた図書で対応できるような工夫というのを、各校、頑張っておるんだと思います。

(長田教育長)

よろしいですか。ほか、ございませんか。
正司委員。

(正司委員)

これ多分、各校から出されたリストを整理されて、その結果出していただいていると思うんですけど、先ほどの本、「ひとりだちするためのトラブル対策」改訂版と書いているのと改訂版と書いてないものがリスト上にありますが、各校、同じものですか。

(上野特別支援教育課長)

同じものです。

(正司委員)

分かりました。

(長田教育長)

どうぞ、今井委員。

(今井委員)

御説明ありがとうございます。1点教えていただきたいのですが、多様な選択肢をとい

うことで、いろいろなご準備をいただいているのですが、例えば特別支援学校が初めてという先生にとって、新しい1年、たくさんある中で、どう選んでいこうという、なかなかきっと難しいんだろうなと思うんですけど、その辺は学校は、どういうふうにフォローとかされているのか、少し教えていただいてもいいですか。

(上野特別支援教育課長)

中学3年生の場合でしたら、中3の夏休みから各校で入学相談をしております、その生徒の実態を実際に学校に来て、把握をしまして、その中から、この生徒、中学校でこの図書を使っているのも情報いただきますので、それを得た上で、どのような図書を選定していくのがいいのかという、あらかじめ中3のこの2学期ぐらいから準備をするような形で整えております。

(長田教育長)

ほか、よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、教第19号議案、承認とさせてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

協議事項20 令和6年度使用神戸市立小学校の教科書採択について

(長田教育長)

続いて、協議事項20に参ります。令和6年度公立小学校の教科書令和6年度使用神戸市立小学校の教科書採択についてです。

(藤井教科指導課長)

1ページを御覧ください。まず、令和6年度使用教科書採択について、採択における基本方針としまして、基本的考え方を記しております。神戸の教育は確かな学力、豊かな心、健康・体力の知・徳・体を子供たちにバランスよく身につけさせ、心豊かにたくましく生きる人間の育成を目指しております。この目指す人間像の実現に向けて策定しました小学校の教育課程基準等に即して、教科書に関する調査研究を行い、適正かつ公正に採択するといったところを基本的な考え方とします。

採択にあたっての観点としましては、4月17日に教育委員会会議でも承認いただきましたけれども、下段に掲げています4つの観点で採択を進めているところでございます。

移りまして、1. 報告事項でございます。この教科書採択にあたりまして、これまで、まず4月28日の調査委員会総会を開催しまして、5月末までに終了しているといったところで、6月22日、23日には評価委員会を開催してございます。あわせて6月14日から7月3日、全市内の全11か所において教科書展示会を開催しているというところでございます。

2. 教育委員会の事前研究としまして、7月13、14日に各教科においての事前研究をしていただいているというところでございます。

3. これからになりますけれども、教科書採択を行う、教育委員会会議を8月4日9時から開催する予定です。

4 ページに移りまして、当日の流れとしましては、まず、今申し上げましたような報告部分ですね。現在まで行ってきました調査委員会等の状況。あわせて種目ごとに調査報告というものをさせていただきますので、その後、協議、投票、採択という流れになっていきます。種目については、記載しています種目と発行者数ということになります。

(4) 当日資料としましては、採択要領、教育課程基準、調査委員会構成等々と、この資料を御用意させていただきます。

最後に、先ほど申し上げました投票ということですが、投票による採決方法については、記載しておりますけれども、投票の1回目は①に書いております過半数に至る4票を得票した発行者があった場合は、その発行者を採択ということになりまして、②にあります、もし3票対3票ということになりました場合は、地教行法の第14条4号に則しまして、教育長が決定するということとなります。

それ以外ですね。③にありますけれども、①、②以外の場合については、得票のあった教科書について、協議の上、2回目の投票を行うといった形になります。その下に投票の2回目と書いてありますが、流れとしましては、先ほどの①、②、③のいずれも同じような流れになりまして、一番下に記載してありますが、3回目の投票でも各教科書の投票①、②以外の場合は、協議と投票を繰り返していくというようになるというところでございます。

協議事項20の説明は以上でございます。

(長田教育長)

それではこの件について、御意見、御質問ございませんか。
どうぞ。

(山下委員)

御説明ありがとうございます。内容について、異存ございません。投票による採決方法について確認させていただきたいのですが、投票1回目で②3票、3票の場合ということがありまして、これは教科書会社1社ないし教科書1つ、教科書会社1社ないし教科書1つ、その2点が出てきて、どうするという趣旨だと思うのですが、仮に白票なり無効票が

あつて、2票、2票というような場合とかですね。1票1票というような場合についても、これ教育長の決するところによるのか、それとも、そのことは③で想定されていて、もう一度、投票を行うということになるのか、これはいずれかというふうを考えてよろしいでしょうか。

(藤井教科指導課長)

後者です。過半数以上が原則でありまして、完全に3、3になった場合は、教育長決定ということで、それ以外の場合はということになりますので、③にあたると思います。

(山下委員)

ありがとうございました。承知いたしました。

(藤井教科指導課長)

それと、すみません。資料、間違いがございまして、1ページの2. 教育委員会の事前研究のところ、7月13、14日、事前研究しているんですけども、18日も事前研究しています。

(長田教育長)

上の13日、14日に外国語、書写、生活、図工、音楽、保健ということでしたね。

(藤井教科指導課長)

そうです。はい。

(長田教育長)

そうですね。で、18日は、この理科、社会、地理、国語、算数、家庭、道徳について、いずれも、この教育委員さんと私とで事前研究を行ったと。

(藤井教科指導課長)

はい、そのとおりです。

(長田教育長)

一応これまでの流れといいますか、やってきたことのまとめ、それから、もう一度、念のためというか、あえてこの基本方針と、それから、もちろん、方針の中には採択にあたっての観点ということもありますが。そして、今度、予定しております8月4日の採択の教育委員会での投票、採決の方法ということも、この場で改めて確認をしようということと協議をさせていただいておりますが、特段ほかに御意見はございませんか。

ないようでしたら、8月4日ということになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

ほかに、この件以外でも結構ですが、委員の皆さんから何か御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、お気づきの点がありましたら、後日でも結構ですので、事務局まで御連絡をいただければと思います。

それでは、本日の公開案件はこれで終了いたしました。恐れ入りますが、傍聴者の方々は御退席をよろしく願いいたします。

閉会 13時44分